

# 1. 卸売市場法改正の概要

運営取引業務協議会 資料 1

卸売市場を食品流通の核としつつ、流通の合理化と公正な取引環境の確保を促進するため、全国の卸売市場に必要な 共通の取引ルール ※1 のみを規定し、その他のルール等の設定は市場ごとに開設者に委ねるもの。

平成30年6月22日：改正法公布、同年10月17日：政省令公布・基本方針の公表  
令和2年6月21日：法・政省令施行（併せて本府の中央卸売市場業務規程の改正条例を施行）

## 【主な改正項目】

主な改正項目		現行法	改正法
① 卸売業者の業務許可		○(大臣の許可)	× (法に定めなし)
② 仲卸業者の業務許可		○(知事の許可)	
③ せり人制度		○(知事の登録)	
④ 開設区域		○(大臣の指定)	
その他の取引ルール	⑤ 商物分離の禁止 ※2	○(原則禁止)	× (公正な手続きを踏み、共通の取引ルールに反しない範囲で開設者が定めることができる)
	⑥ 第三者販売の禁止 ※3		
	⑦ 直荷引きの禁止 ※4		

※1 「共通の取引ルール」：「差別的取扱いの禁止」や「受託拒否の禁止」など(引き続き改正法で規定あり)

※2 「商物分離の禁止」：卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない。

※3 「第三者販売の禁止」：卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。

※4 「直荷引きの禁止」：仲卸業者は、市場内の卸売業者以外の者から買い入れてはならない。

## 2. 業務規程改正に向けたこれまでの取組み

日 程		項 目	備 考
平成30年	8月10日	国と市場内関係者との意見交換	
	9月19日	常駐代表者会議 ※	改正法説明
	10月18日	常駐代表者会議 ※	改正法説明
	12月～翌年1月	市場内関係者からの個別意見聴取	
平成31／ 令和元年	3月14日	運営取引業務協議会	改正法説明 経過報告
	7月18日	常駐代表者会議 ※	今後の予定
	8月19日	常駐代表者会議 ※	主要項目の方向性説明
	10月	市場内関係者からの個別意見聴取	
	11月21日	常駐代表者会議 ※	業務規程改正案説明
	11月25日	運営取引業務協議会	業務規程改正案審議

※ 常駐代表者会議…市場に常駐する市場関係者の団体代表で構成。市場の業務・事業に関する近況報告、審議を行っている。

### 3. 業務規程改正の方向性(本府の方針案)

1. 改正法で定められている「開設者による適正かつ健全な運営の確保」のために必要となるルールを維持するとともに、交通の利便性や地理的優位性等の当市場の強みを活かし、競争力のある市場の実現を目指す。
2. 取引参加者から多く出された「市場の秩序が損なわれないよう留意し、当市場の特性を活かし競争力を高める方向へ導くべき」との意見を尊重する。

## 4. 論点① 卸売業者の業務許可

### 法改正の概要

現行法：卸売業は大臣の許可 → 改正法：規制を廃止

### 【市場内関係者からの主な意見】

n 公の施設で営業する以上、参入希望者の適正の見極めは必要である。

### 【本府の考え方】

n 開設者として卸売業者としての適確性を確認し、市場での取引の秩序を維持する必要仲ある。

本府の方向性

**卸売業は、知事の認定**

## 5. 論点② 仲卸業者の業務許可

### 法改正の概要

現行法：仲卸業は知事の許可 → 改正法：規制を廃止

### 【市場内関係者からの主な意見】

n 開設者が適正であると認めた者によって取引が行われるようにすべき。

### 【本府の考え方】

n 開設者として仲卸業者としての適確性を確認し、市場での取引の秩序を維持する必要がある。



本府の方向性

仲卸業は、知事の認定

## 6. 論点③ せり人制度

### 法改正の概要

現行法：知事がせり人を登録（卸売業者が申請） → 改正法：規定を廃止

### 【市場内関係者からの主な意見】

- n せり売において、品物を評価する人材は重要であり、取扱商品や全国相場の知識があり、目利きできる者のみがせり人になれる現行の制度を維持すべき。
- n 安心して取引するためには、開設者がせり人に必要な知識・技能の有無を確認する資格試験を継続することが望ましい。

### 【本府の考え方】

- n せり売は市場において重要な取引方法であり、短時間に価格と競落者を適正に決定しなければならないことから、せり人には一定の資質が必要である。

本府の方向性

知事がせり人を登録

## 7. 論点④ 開設区域

### 法改正の概要

現行法：開設区域は大臣が指定 → 改正法：規定を廃止

### 【市場内関係者からの主な意見】

n 業務規程改正前後の混乱が少なくなるよう配慮すべき。

### 【本府の考え方】

- n 府が開設する公設の卸売市場として、「主たる供給区域」を明確にし、当該地域住民に安定的に生鮮食料品等を供給するなど、引き続き高い公共性を果たす必要がある。
- n 一方で、売上高割使用料の算定に使用しており、市場内事業者の混乱が生じないよう配慮する必要がある。

### 本府の方向性

現行の開設区域と同じ区域を  
**「主たる供給区域」として規定**

## 8. 論点⑤ 商物分離の禁止

### 法改正の概要

現行法：法律による規制あり → 改正法：規制を廃止  
(卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない)

### 【市場内関係者からの主な意見】

- n 商慣行一般に認められる信頼関係に基づき適切に取引されており、公益上の必要性は乏しく、規制は必要ない。
- n 現代にそぐわない規制であり見直すべきである。

### 【本府の考え方】

- n 現行法で行われている場外指定保管場所を活用した商物分離取引において、価格形成等の問題は生じていない。
- n 規制を外すことで流通の効率化・鮮度低下の抑制が可能となる。
- n 一方、施設の管理・整備を行う上で、開設者として取引実態を把握する必要がある。

本府の方向性

**実績報告の提出**

## 9. 論点⑥ 卸売業者による第三者販売の禁止

### 法改正の概要

現行法：規制あり（知事の事前許可＋事後届出） ➡ 改正法：規制を廃止  
（卸売業者は、市場内の仲卸業者、売買参加者以外に卸売をしてはならない）

### 【市場内関係者からの主な意見】

- n 規制が無くなってもすぐに拡大できるものではない。
- n 今まで通り場内の仲卸と協調して当市場を発展させたい。
- n 開設区域内での第三者販売は仲卸業者と競合するので抑制すべき。

### 【本府の考え方】

- n 開設者として取引実態を把握し、改正法で定義される「卸売業者の業務」が適切に行われているか確認する必要がある。

本府の方向性

事後届出を提出

## 10. 論点⑦ 仲卸業者による直荷引きの禁止

### 法改正の概要

現行法：規制あり（知事の事前許可＋事後届出） ➡ 改正法：規制を廃止  
（仲卸業者は、市場内の卸売業者以外から買い入れて販売してはならない）

### 【市場内関係者からの主な意見】

- n 第三者販売と直荷引きは、調和のとれた制度とする必要がある。
- n 人手やコストがかかるため、本来は直荷引きを避けたいが、品薄商品の確保等のため、やむを得ず直荷引きをしている。

### 【本府の考え方】

- n 開設者として取引実態を把握し、改正法で定義される「仲卸業者の業務」が適切に行われているか確認する必要がある。

本府の方向性

事後届出を提出

## 11. 今後のスケジュール（案）

日 程		項 目
令和元年	12月中旬～翌年1月中旬	取引関係者を対象とした意見募集
令和2年	2月下旬	議会提案(予定)
	3月末～5月	中央卸売市場の認定申請
	6月21日	卸売市場法、業務規程 施行